

◎福島復興再生特別措置法の一部を改

正する法律

(平成二十七年五月七日法律第二〇号)

一、提案理由(平成二十七年三月二十六日・衆議院東日本大震災復興特別委員会)

○竹下国務大臣 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、福島復興及び再生を一層推進する観点から、平成二十七年予算案や税制改正大綱に盛り込まれた措置等の実施に必要な法律上の手当ても含め、避難指示の対象となつた区域への住民の帰還を促進するため、提出するものでございます。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、避難解除区域等内の区域であつて、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地を形成すること

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

が必要であると認められるものについて、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設を定めることができるものとしております。

第二に、土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業その他の住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業等の実施に要する経費に充てるために、帰還環境整備交付金を創設するものとしております。

第三に、一定の避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた個人事業者または法人であつて、避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設または設備の新設、増設、更新または修繕をするものは、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律で定めるところによりまして、課税の特例の適用を受けることができるものとしております。

その他所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十七年四月七日)

○伊藤信太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、福島復興及び再生を一層推進する観点から、避難指示の対象となつた区域への住民の帰還を促進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を整備するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度を創設すること、

第二に、福島再生加速化交付金の一部を帰還環境整備交付金として法定化し、支援対象事業の拡充を行うこと、

第三に、避難解除区域等における事業の再開に備え、事業者が事業再開に必要な設備投資のために資金を積み立てた場合に、当該積立金に適用される税制上の特例措置を創設すること

とあります。

本案は、去る三月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日竹下復興大臣から提案理由の説明を聴取し、去る四月二日に質

疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年四月二日)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 一団地の復興再生拠点整備制度については、対象となる市町村に制度内容の丁寧な説明を行うとともに、大熊町大川原地区以外にも制度の適用を希望する市町村が幅広く活用できるようにすること。また、活用の前提となる除染を着実に進めること。

二 帰還環境整備交付金については、地方自治体がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として交付されるものとする。また、復興の進捗状況に合わせ、必要に応じ対象事業を追加するとともに、機動的かつ柔軟な執行が必要な事業について基金化できるようにすること。

三 住民の帰還に必要な環境整備を加速化する具体的な措置として、風評被害への対策、JＲ常磐線等公共交通機関の早期

復旧、医療・介護・福祉等の人材確保、子どもの体力向上等に資する教育環境の改善、文化・伝統芸能の継承等の施策を継続的に講ずること。

四 ロボット産業をはじめ、イノベーション・コースト構想を早期に具体化するため、十分な予算を確保すること。

五 自主的避難者を含め今なお約十二万人が避難している福島
の状況を踏まえ、避難者の心のケア、高齢者をはじめとした
避難者の見守りや相談体制を充実するため、また、子どもの
健康・生活等に対する支援を充実するための財政支援をはじ
めとした必要な措置を講ずること。

六 鳥獣被害に伴う避難指示区域内の家屋、農地の荒廃等の現
状を踏まえ、国による鳥獣被害対策を着実に実施すること。

七 福島
の記憶を風化させることなく、復興及び再生を推進する
各種施策を着実に講ずるため、平成二十八年度以降の復興
支援の枠組みについては、長期かつ十分な予算確保を定めた
財源フレームとするとともに、地方自治体における人的資源
の確保への支援措置の強化を図ること。

八 東日本大震災からの復興のための税制上の特例のうち、平
成二十七年年度末で期限を迎えるものについては、原子力災害
に伴い福島
の産業復興が遅れていることを踏まえ、延長につ
いて検討すること。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

三、参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委 員長報告(平成二十七年四月二四日)

○櫻井充君 たいま議題となりました法律案につきまして、
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、福島
の復興及び再生を一層推進するため、一団
地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び
住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業を行う地方
公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の措置を講じよ
うとするものであります。

委員会におきましては、大川原地区の復興拠点整備で想定さ
れる計画の内容、福島
における医療・介護人材の確保の必要
性、集中復興期間終了後の復興財源の在り方等について質疑が
行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと
思います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、生活の党と山本太
郎となかまたちを代表して山本太郎委員から本法律案に反対す
る旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど
おり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年四月二二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 一団地の復興再生拠点整備制度については、対象となる市町村に制度内容の丁寧な説明を行うとともに、大熊町大川原地区以外にも制度の適用を希望する市町村が幅広く活用できるようにすること。また、活用の前提となる除染を着実に進めること。
- 二 帰還環境整備交付金については、地方自治体がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として交付されるものとする。また、復興の進捗状況に合わせ、必要に応じ対象事業を追加するとともに、機動的かつ柔軟な執行が必要な事業について基金化できるようにすること。
- 三 住民の帰還に必要な環境整備を加速化する具体的な措置として、風評被害への対策、J・R常磐線等公共交通機関の早期復旧、インターチェンジの新設を始めとする常磐自動車道の整備、医療・介護・福祉等の人材確保、子どもの体力向上等に資する教育環境の改善、文化・伝統芸能の継承等の施策を継続的に講ずること。
- 四 帰還環境の整備に当たっては、住民の意向を尊重するとともに、地域の状況等を勘案し、あらゆる年齢層の移住・定住の促進に係る施策を講ずるなど、避難指示が解除された地域における自律的で持続的な社会の形成に努めること。
- 五 ロボット産業を始め、イノベーション・コースト構想を早期に具体化するため、十分な予算を確保すること。また、同構想の推進に当たっては、投資や雇用の促進が図られるよう規制緩和等の必要な措置を講ずること。
- 六 自主的避難者を含め今なお約十二万人が避難している福島 の状況を踏まえ、避難者の心のケア、高齢者を始めとした避難者の見守りや相談体制を充実するため、また、子どもの健康・生活等に対する支援を充実するための財政支援を始めとした必要な措置を講ずること。
- 七 鳥獣被害に伴う避難指示区域及びその周辺地域の家屋、農地の荒廃等の現状を踏まえ、国による鳥獣被害対策を着実に実施すること。
- 八 福島 の記憶を風化させることなく、復興及び再生を推進する各種施策を着実に講ずるため、平成二十八年度以降の復興支援の枠組みについては、長期かつ十分な予算確保を定めた

財源フレームとするとともに、地方自治体における人的資源の確保への支援措置の強化を図ること。

九 東日本大震災からの復興のための税制上の特例のうち、平成二十七年年度末で期限を迎えるものについては、原子力災害に伴い福島の産業復興が遅れていることを踏まえ、延長について検討すること。

右決議する。